



平成 20 年 1 月 28 日

各 位

会 社 名：T I S株式会社
代表者名：代表取締役社長 岡本 晋
（東証、大証1部 コード番号 9751）
問合せ先：広報室長 佐久間 巖
（T E L：03-5402-2007）

会 社 名：株式会社インテックホールディングス
代表者名：代表取締役会長兼社長 中尾 哲雄
（東証1部 コード番号 3819）
問合せ先：秘書広報室長 今井 喜義
（T E L：076-444-8000）

株式移転に伴って割当て交付する新株予約権についてのお知らせ

T I S株式会社（以下、「T I S」といいます。）及び株式会社インテックホールディングス（以下、「インテックHD」といいます。）は、平成 20 年 2 月 15 日開催予定の両社の臨時株主総会における株式移転計画についての承認を前提に、本日発表の「株式移転計画書の作成及び最終契約書締結について」に記載のとおり、株式移転に際してT I S及びインテックHDが既に発行した各新株予約権の予約権者に対し、当該新株予約権に代わる、株式移転により新たに設立される共同持株会社（以下、「I Tホールディングス」といいます。）の新株予約権を割当て交付することを決定いたしました。

つきましては、同新株予約権につき、「株式移転計画書の作成及び最終契約書締結について」を補足して下記のとおりお知らせいたします。

記

新たに交付する I Tホールディングスの新株予約権に関し、新株予約権の目的である株式の種類及び数、新株予約権の行使に際して出資される財産の価額、新株予約権を行使することができる期間等は、別紙のとおりです。

以 上

(別紙)

ITホールディングス株式会社第1回新株予約権の内容

1. 新株予約権の名称

ITホールディングス株式会社第1回新株予約権（以下「本新株予約権」という。）

2. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の1個当たりの目的である株式の種類及び数は、ITホールディングス株式会社（以下「当社」という。）普通株式100株とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により本新株予約権の目的である株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使または消却されていない本新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果、1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数=調整前株式数×分割（または併合）の比率

また、当社が他社と合併を行う場合、当社が株式交換を行い完全親会社となる場合、または、当社が会社分割を行う場合で、当社が必要と認めた場合には、当社は本新株予約権の目的である株式の数を調整することができる。この場合においては、上記ただし書の規定を準用する。

3. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、本新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりにつき払込みをすべき金額（以下「払込価額」という。）に、当該本新株予約権の目的である株式数を乗じた金額とする。払込価額は、2,750円とする。

なお、本新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により払込価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、本新株予約権発行後、当社が他社と合併を行う場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または、当社が会社分割を行う場合で、当社が必要と認めた場合には、当社は払込価額の調整を行うことができる。この場合においては、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

4. 新株予約権を行使することができる期間

平成20年4月1日から平成20年12月31日までとする。

5. 新株予約権の行使の条件

① 新株予約権者は、割り当てられた本新株予約権の一部または全部を行使することができるものとする。ただし、行使可能な株式数が1単元の株式数またはその整数倍に満たない場合、1単元未満の株式数を切り上げ、単元株式数の整数倍の株式数につき権利を行使できるものとする。

② 新株予約権者は、本新株予約権の行使時において、当社の取締役もしくは使用人または当社子会社の取締役、執行役員もしくは使用人であることを要する。ただし、新株予約権者が取締役、執行役員または使用人の地位を喪失した場合、以下の各号に定める事由に基づく場合には、前記4.および以下の各号の規定の範囲内で、本新株予約権を行使することができるものとする。

(i) 新株予約権者である取締役または執行役員が、辞任もしくは任期満了により取締役もしくは執行役員の地位を喪失した場合、または取締役の地位を喪失後に執行役員もしくは使用人の地位を喪失した場合、その地位を喪失した日から2年以内に限り、前記5.①の定めにかかわらず、割り当てられた本新株予約権の全部を行使することができるも

- のとする。
- (ii) 新株予約権者である使用人が、転籍出向を理由として退職した場合、退職の日から2年以内に限り、前記 5.①の定めにかかわらず、割り当てられた本新株予約権の全部を行使することができるものとする。
 - (iii) 新株予約権者である使用人が、定年退職によりその地位を喪失した場合、その地位を喪失した日から1年以内に限り、退職時に行使できた株式数の範囲内で、割り当てられた本新株予約権を行使することができるものとする。
- ③ 新株予約権者である使用人が、欠勤または休職（以下「休職」という。）をしている場合には、以下の各号の規定に従う。
- (i) 新株予約権者である使用人が、欠勤または休職をしている場合、その期間中に限り、本新株予約権を行使できないものとする。
 - (ii) 新株予約権者である使用人が、本新株予約権発行の日から権利を行使する時までの間に、連続して12か月以上にわたり、欠勤または休職をしている場合（連続する欠勤と休職とを合計して連続12か月以上となる場合を含む。）、前号の規定にかかわらず、本新株予約権を行使できないものとする。
- ④ 新株予約権者が死亡を理由として退職した場合、当該新株予約権者の相続人は、相続開始後1年以内に限り、当該新株予約権者が相続開始時に行使できた株式数の範囲内で、本新株予約権を行使することができるものとする。
- ⑤ 当社が、本新株予約権の目的である株式の数の調整または払込価額の調整を行う場合で、当社が必要と判断した場合には、当社は、合理的かつ必要な範囲内で、本新株予約権の行使を制限することができる。
- ⑥ 当社が他社と合併を行う場合、未行使の本新株予約権はかかる合併にかかる契約の定めに従うものとする。
6. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- ① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
 - ② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
7. 新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件
- ① 当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書または株式移転計画が承認されたときは、当社は本新株予約権を無償で取得することができるものとする。
 - ② 新株予約権者が権利行使をする前に、本新株予約権の行使の条件に該当しなくなったため本新株予約権を行使できないものが生じた場合（前記 5.①の場合を除く。）、当社は当該新株予約権を無償で取得することができるものとする。
8. 譲渡による新株予約権の取得の制限
- 新株予約権者が本新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要するものとする。
9. 新株予約権を行使した際に生ずる1株に満たない端数の取決め
- 本新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。
10. 細目事項の決定
- 本新株予約権の行使の方法その他の細目事項については、新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるものとする。

I Tホールディングス株式会社第2回新株予約権の内容

1. 新株予約権の名称

I Tホールディングス株式会社第2回新株予約権（以下「本新株予約権」という。）

2. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の1個当たりの目的である株式の種類及び数は、I Tホールディングス株式会社（以下「当社」という。）普通株式100株とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により本新株予約権の目的である株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使または消却されていない本新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果、1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数=調整前株式数×分割（または併合）の比率

また、当社が他社と合併を行う場合、当社が株式交換を行い完全親会社となる場合、または、当社が会社分割を行う場合で、当社が必要と認めた場合には、当社は本新株予約権の目的である株式の数を調整することができる。この場合においては、上記ただし書の規定を準用する。

3. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、本新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりにつき払込みをすべき金額（以下「払込価額」という。）に、当該本新株予約権の目的である株式数を乗じた金額とする。払込価額は、4,750円とする。

なお、本新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により払込価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、本新株予約権発行後、当社が他社と合併を行う場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または、当社が会社分割を行う場合で、当社が必要と認めた場合には、当社は払込価額の調整を行うことができる。この場合においては、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

4. 新株予約権を行使することができる期間

平成20年4月1日から平成21年12月31日までとする。

5. 新株予約権の行使の条件

① 新株予約権者は、以下の期間毎に、割り当てられた本新株予約権の一部または全部を行使することができるものとする。ただし、行使可能な株式数が1単元の株式数またはその整数倍に満たない場合、1単元未満の株式数を切り上げ、単元株式数の整数倍の株式数につき権利を行使できるものとする。

(i) 平成20年4月1日から平成20年12月31日までは、割り当てられた本新株予約権の目的たる株式数の4分の3について権利を行使することができるものとする。

(ii) 平成21年1月1日から平成21年12月31日までは、割り当てられた本新株予約権の目的たる株式数のすべてについて権利を行使することができるものとする。

② 新株予約権者は、本新株予約権の行使時において、当社の取締役もしくは使用人または当社子会社の取締役、執行役員もしくは使用人であることを要する。ただし、新株予約権者が取締役、執行役員または使用人の地位を喪失した場合、以下の各号に定める事由に基づく場合には、前記4.および以下の各号の規定の範囲内で、本新株予約権を行使することができるも

のとする。

- (i) 新株予約権者である取締役または執行役員が、辞任もしくは任期満了により取締役もしくは執行役員の地位を喪失した場合、または取締役の地位を喪失後に執行役員もしくは使用人の地位を喪失した場合、その地位を喪失した日から2年以内に限り、前記 5. ①の定めにかかわらず、割り当てられた本新株予約権の全部を行使することができるものとする。
 - (ii) 新株予約権者である使用人が、転籍出向を理由として退職した場合、退職の日から2年以内に限り、前記 5. ①の定めにかかわらず、割り当てられた本新株予約権の全部を行使することができるものとする。
 - (iii) 新株予約権者である使用人が、定年退職によりその地位を喪失した場合、その地位を喪失した日から1年以内に限り、退職時に行使できた株式数の範囲内で、割り当てられた本新株予約権を行使することができるものとする。
- ③ 新株予約権者である使用人が、欠勤または休職をしている場合には、以下の各号の規定に従う。
- (i) 新株予約権者である使用人が、欠勤または休職をしている場合、その期間中に限り、本新株予約権を行使できないものとする。
 - (ii) 新株予約権者である使用人が、本新株予約権発行の日から権利を行使する時までの間に、連続して12か月以上にわたり、欠勤または休職をしている場合（連続する欠勤と休職とを合計して連続12か月以上となる場合を含む。）、前号の規定にかかわらず、本新株予約権を行使できないものとする。
- ④ 新株予約権者が死亡を理由として退職した場合、当該新株予約権者の相続人は、相続開始後1年以内に限り、当該新株予約権者が相続開始時に行使できた株式数の範囲内で、本新株予約権を行使することができるものとする。
- ⑤ 当社が、本新株予約権の目的である株式の数の調整または払込価額の調整を行う場合で、当社が必要と判断した場合には、当社は、合理的かつ必要な範囲内で、本新株予約権の行使を制限することができる。
- ⑥ 当社が他社と合併を行う場合、未行使の本新株予約権はかかる合併にかかる契約の定めに従うものとする。
6. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- ① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
 - ② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
7. 新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件
- ① 当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書または株式移転計画が承認されたときは、当社は本新株予約権を無償で取得することができるものとする。
 - ② 新株予約権者が権利行使をする前に、本新株予約権の行使の条件に該当しなくなったため本新株予約権を行使できないものが生じた場合（前記 5. ①の場合を除く。）、当社は当該新株予約権を無償で取得することができるものとする。
8. 譲渡による新株予約権の取得の制限
- 新株予約権者が本新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要するものとする。
9. 新株予約権を行使した際に生ずる1株に満たない端数の取決め
- 本新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

10. 細目事項の決定

本新株予約権の行使の方法その他の細目事項については、新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるものとする。

ITホールディングス株式会社第3回新株予約権の内容

1. 新株予約権の名称

ITホールディングス株式会社第3回新株予約権（以下「本新株予約権」という。）

2. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の1個当たりの目的である株式の種類及び数は、ITホールディングス株式会社（以下「当社」という。）普通株式100株とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により本新株予約権の目的である株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使または消却されていない本新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果、1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数=調整前株式数×分割（または併合）の比率

また、当社が他社と合併を行う場合、当社が株式交換を行い完全親会社となる場合、または、当社が会社分割を行う場合で、当社が必要と認めた場合には、当社は本新株予約権の目的である株式の数を調整することができる。この場合においては、上記ただし書の規定を準用する。

3. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、本新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりにつき払込みをすべき金額（以下「払込価額」という。）に、当該本新株予約権の目的である株式数を乗じた金額とする。払込価額は、4,014円とする。

なお、本新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により払込価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、本新株予約権発行後、当社が他社と合併を行う場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または、当社が会社分割を行う場合で、当社が必要と認めた場合には、当社は払込価額の調整を行うことができる。この場合においては、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

4. 新株予約権を行使することができる期間

平成20年4月1日から平成22年12月31日までとする。

5. 新株予約権の行使の条件

① 新株予約権者は、以下の期間毎に、割り当てられた本新株予約権の一部または全部を行使することができるものとする。ただし、行使可能な株式数が1単元の株式数またはその整数倍に満たない場合、1単元未満の株式数を切り上げ、単元株式数の整数倍の株式数につき権利を行使できるものとする。

(i) 平成20年4月1日から平成20年12月31日までは、割り当てられた本新株予約権の目的たる株式数の2分の1について権利を行使することができるものとする。

(ii) 平成21年1月1日から平成21年12月31日までは、割り当てられた本新株予約権の目的たる株式数の4分の3について権利を行使することができるものとする。

(iii) 平成22年1月1日から平成22年12月31日までは、割り当てられた本新株予約権の目的たる株式数のすべてについて権利を行使することができるものとする。

② 新株予約権者は、本新株予約権の行使時において、当社の取締役もしくは使用人または当社の子会社の取締役、執行役員もしくは使用人であることを要する。ただし、新株予約権者が取

締役、執行役員または使用人の地位を喪失した場合、以下の各号に定める事由に基づく場合には、前記 4. および以下の各号の規定の範囲内で、本新株予約権を行使することができるものとする。

- (i) 新株予約権者である取締役または執行役員が、辞任もしくは任期満了により取締役もしくは執行役員の地位を喪失した場合、または取締役の地位を喪失後に執行役員もしくは使用人の地位を喪失した場合、その地位を喪失した日から2年以内に限り、前記 5. ①の定めにかかわらず、割り当てられた本新株予約権の全部を行使することができるものとする。
 - (ii) 新株予約権者である使用人が、転籍出向を理由として退職した場合、退職の日から2年以内に限り、前記 5. ①の定めにかかわらず、割り当てられた本新株予約権の全部を行使することができるものとする。
 - (iii) 新株予約権者である使用人が、定年退職によりその地位を喪失した場合、その地位を喪失した日から1年以内に限り、退職時に行使できた株式数の範囲内で、割り当てられた本新株予約権を行使することができるものとする。
- ③ 新株予約権者である使用人が、欠勤または休職をしている場合には、以下の各号の規定に従う。
- (i) 新株予約権者である使用人が、欠勤または休職をしている場合、その期間中に限り、本新株予約権を行使できないものとする。
 - (ii) 新株予約権者である使用人が、本新株予約権発行の日から権利を行使する時までの間に、連続して12か月以上にわたり、欠勤または休職をしている場合（連続する欠勤と休職とを合計して連続12か月以上となる場合を含む。）、前号の規定にかかわらず、本新株予約権を行使できないものとする。
- ④ 新株予約権者が死亡を理由として退職した場合、当該新株予約権者の相続人は、相続開始後1年以内に限り、当該新株予約権者が相続開始時に行使できた株式数の範囲内で、本新株予約権を行使することができるものとする。
- ⑤ 当社が、本新株予約権の目的である株式の数の調整または払込価額の調整を行う場合で、当社が必要と判断した場合には、当社は、合理的かつ必要な範囲内で、本新株予約権の行使を制限することができる。
- ⑥ 当社が他社と合併を行う場合、未行使の本新株予約権はかかる合併にかかる契約の定めに従うものとする。
6. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- ① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
 - ② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
7. 新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件
- ① 当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書または株式移転計画が承認されたときは、当社は本新株予約権を無償で取得することができるものとする。
 - ② 新株予約権者が権利行使をする前に、本新株予約権の行使の条件に該当しなくなったため新株予約権を行使できないものが生じた場合（前記 5. ①の場合を除く。）、当社は当該新株予約権を無償で取得することができるものとする。
8. 譲渡による新株予約権の取得の制限
- 新株予約権者が本新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要するものとする。
9. 新株予約権を行使した際に生ずる1株に満たない端数の取決め
- 本新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合に

は、これを切り捨てるものとする。

10. 細目事項の決定

本新株予約権の行使の方法その他の細目事項については、新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるものとする。

I Tホールディングス株式会社第4回新株予約権の内容

1. 新株予約権の名称

I Tホールディングス株式会社第4回新株予約権（以下「本新株予約権」という。）

2. 新株予約権の目的である株式の種類および数

本新株予約権1個につき目的である株式の種類および数（以下「対象株式数」という。）は、I Tホールディングス株式会社（以下「当社」という。）の普通株式790株とする。

なお、当社が当社普通株式について株式分割または株式併合を行う場合は次の算式により対象株式数を調整するものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転（以下総称して「合併等」という。）を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他対象株式数の調整を必要とする場合には、合併等の条件または株式無償割当ての条件等を勘案の上、合理的な範囲内で対象株式数を調整することができるものとする。

ただし、以上までの調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

3. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、本新株予約権の行使に際して払込みをすべき1株当たりの金額1,489円（以下「行使価額」という。）に対象株式数を乗じた価額とする。

なお、本新株予約権発行後、当社が普通株式について株式分割（普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合は次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で当社普通株式の発行または自己株式の処分（当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使による場合を除く。）を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。次の算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式を控除した数をいい、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替えるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{新株式発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

4. 新株予約権を行使することができる期間

平成20年4月1日から平成23年3月31日まで。ただし、行使期間の最終日が当社の休業日にあたるときはその前営業日を最終日とする。

5. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

- ①本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、その端数を切り上げるものとする。
- ②本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
6. 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
7. 会社が新株予約権を取得することができる事由および取得の条件
当社は、当社が消滅会社となる吸収合併契約もしくは新設合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画、当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が当社株主総会または当社取締役会で承認された場合であって、当社取締役会が取得する日を定めた場合は、当該日が到来することをもって、本新株予約権の全てを無償で取得することができるものとする。
8. 新株予約権の行使の条件
①本新株予約権の新株予約権者（以下「本新株予約権者」という。）は、権利行使時においても当社または当社子会社の取締役もしくは使用人の地位にあることを要す。ただし、任期満了により当社または当社子会社の取締役の地位を退任した場合、あるいは定年退職、当社の関係会社への移籍その他正当な理由があると当社が認めた場合はこの限りではない。
②本新株予約権者が死亡した場合は、相続人はこれを行行使することはできないものとする。
③その他の細目については、当社取締役会決議に基づき当社と本新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによるものとする。
9. 本新株予約権を行使した本新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。